

都留市と大塚製薬株式会社との包括連携に関する協定書

都留市(以下「甲」という。)と大塚製薬株式会社(以下「乙」という。)とは、相互の連携強化を図ることで、市民一人ひとりが「健康で幸せ」を実感できる環境の整備など、「ひと集い 学びあふれる 生涯きらめきのまち つる」の実現を図るため、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第 1 条 本協定は、甲と乙が相互に緊密な連携し、それぞれの資源を有効に活用した活動により、市民の健康づくり等を通じて、市民サービスの向上及び地域活力の増進に資することを目的とする。

(連携事項)

第 2 条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について連携して取組むものとする。

- 一 市民の健康維持・増進等に関すること
- 二 子育て支援に関すること
- 三 高齢者等の健康支援に関すること
- 四 防災・減災及びリスクマネジメントに関すること
- 五 熱中症対策に関すること
- 六 その他、地域の活性化及び市民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる連携事項を効果的に実施するため、協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

(守秘義務)

第 3 条 甲及び乙は、前条に規定する取組みの検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならず、本協定に基づく取組み以外の目的に使用してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

(協定内容の変更)

第 4 条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第 5 条 本協定の有効期間は、令和 8 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間が満了する 1 か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から 1 年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(解約)

第 6 条 甲又は乙は、前条の有効期間にかかわらず、解約予定日の 1 か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解約できるものとする。

(疑義等の決定)

第 7 条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 2 月 20 日

甲 山梨県 都留市上谷一丁目一番一号

都 留 市 長

乙 東京都 千代田区神田司町二丁目九番地

大塚製薬株式会社

首都圏第一支店長